

議事要旨(5)過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

石井常勤委員及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会での検討状況に関し、「過年度遡及修正に関する論点の整理(案)」に基づいて説明が行われた。

今回は、前回の委員会で審議が行われた「財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを定める必要性」及び「個別財務諸表における過年度遡及修正の適用上の論点」についての主な修正箇所の説明が行われた後、「会計方針の変更」、「表示の変更」、「会計上の見積りの変更」、「セグメント区分の変更」、「誤謬」、「四半期財務諸表開示」及び「廃止事業の報告」その他の論点に係る文案の説明が行われた。

その後、委員から以下の発言があり、これらについては引き続き検討が行われることとなった。

- ・「四半期財務諸表開示に固有の遡及修正」に係る論点において、「四半期財務諸表に関する会計基準」では、第2四半期以降で自発的に重要な会計処理の原則及び手続きを変更した場合に、当該変更前の原則等に基づく影響額と当該変更後の原則等に基づく影響額という2つの注記が求められていることへの言及が必要ではないか。また、中間財務諸表においても同様の取扱いとなっていることについても言及が必要ではないか。
- ・「企業結合に係る会計基準」では、持分プーリング法を適用する場合は期首に企業結合が行われたとみなして連結財務諸表を作成する処理が求められている。持分プーリング法自体の取扱いについては別途議論されることになるのであろうが、現行の取扱いと過年度遡及修正との関係については、「その他の論点」の中で触れておいてもよいのではないか。

以上